

人権及び基本的自由の保護  
のための条約についての第一〇議定書(ヨーロッパ人権条  
約第一〇議定書)(抄)署名 一九九二年三月二五日  
効力発生

一九五〇年一月四日にローマで署名した人権及び基本的自由のための条約(以下「条約」という。)に対するこの議定書の署名国である欧州審議会加盟国は、条約第三二条に定める三分の二の多数を縮小するためにこの条を改正することが望ましいと考慮して、次のとおり協定した。

第一条「三分の二の要件の削除」「三分の二の」という文言は、条約第三二条1から削除される。